

第 78 回
租税研究大会
ご案内

公益社団法人 日本租税研究協会

第 78 回

租 税 研 究 大 会



公益社団法人日本租税研究協会

会長 宮 永 俊 一

租税研究大会は、当協会における税制・財政に関する調査・研究の成果を発表し、内外に発信する場として、例年、秋に開催しております。

今回で78回目を迎えることとなりましたが、これもひとえに会員の皆様並びに関係各位の一方ならぬご支援・ご協力の賜物と心から厚くお礼申し上げます。

本年度は、9月16日(水)・17日(木)の2日間にわたり、オンラインでのライブ配信により開催することとします。

行政当局、アカデミア、実務家から高い見識をお持ちの方々にご登壇いただき、充実したプログラムを準備しております。

ご多用中のところ、誠に恐縮でございますが、多数の皆様のご参加を賜りますようご案内申し上げます。

目 次

第 1 日 9 月 16 日（水曜日）

講演：法分野を統合する AI 時代の税務

午前 10 時～11 時 30 分 3 頁

会長挨拶

午後 1 時 30 分～1 時 40 分 4 頁

討論会 1：社会・経済環境の変化と企業を巡る税制

午後 1 時 40 分～3 時 40 分 4 頁

第 2 日 9 月 17 日（木曜日）

討論会 2：国際課税を巡る現状と課題

午前 10 時～12 時 5 頁

「令和 9 年度 税制改正に関する租研意見」の解説

午後 1 時から 1 時 25 分 6 頁

討論会 3：税制の現状と課題

午後 1 時 30 分から 3 時 30 分 7 頁

第1日 令和8年9月16日（水曜日）

講演：法分野を統合する AI 時代の税務

午前 10 時～11 時 30 分

<敬称略>

東京大学名誉教授

中里 実

＝講演要旨＝

AI の登場は単なる実務の効率化にとどまらず、閉鎖的になりがちだった税務や租税法をより広い法的・社会的文脈に位置付け直す機会をもたらしている。

1. 社会の両極化と中立性の確保

現代社会においては政治的思想や社会的価値観の二極化が進み、租税制度にもその影響が及んでいる。また、AI に対する過度な楽観論と排除論という態度についての二極化も存在する。こうした環境下で税務に求められるのは、特定の立場に偏ることなく複数の価値を見渡し、持続可能な均衡点を探るバランスの確保である。

2. AI の利点とハルシネーションへの対処

AI は情報整理、文章チェック、翻訳に加え、断片的な着想を目に見える形で構造化する思考の視覚化の道具として有用である。他方で、事実に基づかない誤情報を出力するハルシネーションのリスクを伴う。これは人間の記憶違いや誤認と同様の問題であり、AI と人間の双方が誤り得ることを前提とした根拠確認の仕組み作りが不可欠となる。

3. 縦割りからの解放と法の限界

租税法のみ、あるいは個別の税目のみに閉じた分析は実務の現場から遊離しやすい。AI を活用して他分野の情報を容易に参照することで、縦割り思考から解放され、現実の取引や経済活動の中に租税法を正しく位置づけることが可能になる。また、必ずしも論理的に制定されていない政策的な法律・条文の限界を見極める上でも、AI による広範な情報整理が役立つ。

4. 取引法的租税法とテーマ法への展開

税目や課税要件による縦割りの体系から脱却し、企業買収や金融取引などの取引類型（さらには業種）ごとに課税関係を捉え「取引法的租税法」の発想が必要とされている。さらにこれを拡張し、事業承継やデジタル経済などの特定テーマを中心に複数の法分野を横断して捉え、その中で課税を位置づける「テーマ法」というアプローチが重要となる。

5. 税務専門家の新たな役割

AI は判断の素材を提供するものであり、最終的な判断を下すのは人間である。AI 時代に

おける税務専門家には、情報の検証能力、分野横断的な理解力、論点の構造化能力、そして中立性を保つ姿勢が高度に求められる。租税法は閉じた領域から脱し、法分野を統合する知的な結節点として機能することが期待されている。

会長挨拶

午後1時30分～1時40分

三菱重工業(株) 名誉顧問

宮永 俊一

討論会1：社会・経済環境の変化と企業を巡る税制

午後1時40分から3時40分

<敬称略>

司会者：関西大学経済学部教授

林 宏昭

参加者：甲南大学経済学部教授

足立 泰美

同志社大法学部教授

倉見 智亮

(株)村田製作所経理部シニアプリンシパルプロフェッショナル

朝倉 正夫

＝討論会要旨＝

税制基本問題研究会は、財政学・租税法の研究者及び会員企業のメンバーにより構成されており、概ね月1回のペースで開催しています。

本研究会では2024年10月から2026年7月までの間、統一的なテーマとして「社会・経済環境の変化と企業を巡る税制」と設定し、企業課税の今日的な課題と方向性について研究者メンバーが研究・発表してきました。

法人所得に関する課税は最終的な負担者は誰かという、基本的でありながら明確な答えを出すことが難しい課題が常にあります。一方で、現実社会では、企業活動の国際化やデジタル化の進展は法人企業に対する課税をますます複雑なものにしていきます。

本討論会では、メンバーを代表して3名の方に登壇いただき、研究会における議論を紹介するとともに、財政学、租税法、実務の立場から見た課題や方向性について討論を行います。

第2日 令和8年9月17日（木曜日）

討論会2：国際課税を巡る現状と課題

午前10時～12時

<敬称略>

司会者：一橋大学大学院法学研究科教授

吉村 政穂

参加者：財務省主税局参事官

仲 信祐

千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科特命教授

青山 慶二

関西学院大学法学部教授

一高 龍司

三菱商事(株)主計部税務チームリーダー

新井 努

＝討論会要旨＝

ここ10年余りの国際課税分野の動向を顧みますと、「BEPS プロジェクト」最終報告書（2015年10月）において勧告された諸措置について各国・地域における法制化や条約改定作業等が進められ、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応についても、2021年10月にBEPS包摂的枠組み（IF）において「2つの柱」についての合意がなされました。この合意は、130を超える国・地域が承認し、歴史的な出来事と評されたものでしたが、2025年1月に米国トランプ大統領が離脱を表明し、OECD主導の下に多国間の枠組みで進展してきた国際課税ルール改革は岐路に立たされております。

第2の柱であるグローバル・ミニマム課税に関しては、各国で国内法制化が進み、わが国においても所得合算ルール（IIR）軽課税所得ルール（UTPR）・国内ミニマム課税（QDMTT）が法制化され、本年1月にはIFから米国ルールとの「共存」を含めた運用指針（Side-by-Side パッケージ）が示されています。こうしたなか、本年9月にはIIRの対象となる3月決算法人の初回申告期限が到来することとなりますが、対象企業においては申告に要する事務負担などの問題が指摘されており、CFC税制との関係も含めた制度の簡素化・運用の改善が要望されています。

デジタル経済への課税については、第1の柱として、課税権を市場国に配分することを目指した多数国間条約の発効は米国の離脱によって絶望的となったものの、IFにおける議論は続けられ、2026年末までにOECDから報告書が公表されることが期待されています。

このほか、グローバル・サウスと呼ばれる新興国・途上国の台頭によって、執行上の問題も含め、グローバルな事業展開上の不透明性が増大するなど、新たな課題も生じております。

本討論では、財務省主税局の担当参事官、国際課税に精通した研究者、実務家にご登壇いただき、国際課税を巡る議論の現在地と課題を確認し、今後の展望について討論を行います。

「令和9年度 税制改正に関する租研意見」の解説

午後1時から1時25分

<敬称略>

(株)EBPM 研究所 代表取締役

林 宜嗣

= 要旨 =

公益社団法人日本租税研究協会は、民間の立場から財政・税制をめぐる諸問題について調査・研究を行うとともに、その成果の提言、情報発信を行っております。

当協会では、提言活動の柱として「税制改正に関する租研意見」を毎年取りまとめております。

「令和9年度 税制改正に関する租研意見」は、各研究会・委員会等における税・財政に関する調査研究の成果、会員企業からの意見、会員を対象としたアンケート調査結果なども踏まえ、株式会社EBPM研究所代表取締役・林宜嗣氏を座長とする「政策検討会」において原案を作成し、所定の審議を経て決定・公表することとしております。

我が国の抱える構造的な課題と経済社会の変化を踏まえ、特に経済活力の強化、人口減少・少子化への対応、格差への対応、財政健全化の4つの観点から、あるべき税制についての考え方を示すとともに、各論においては、所得税、相続・贈与税、法人税、国際課税、消費税、地方税、納税環境整備等の分野ごとに改革の方向性について提言するものとなっております。毎年、財務省、総務省をはじめとする関係機関に対して提言を行っております。

このプログラムにおいては、9月中旬に公表予定の「令和9年度 租研意見」の内容について、林宜嗣氏より解説をいただきます。大会にご参加の会員各位におかれては、本提言に対する理解を深めていただければ幸甚に存じます。

討論会 3：税制の現状と課題

午後 1 時 30 分から 3 時 30 分

<敬称略>

司会者：横浜国立大学名誉教授

岩崎 政明

参加者：財務省主税局長

植松 利夫

総務省自治税務局長

寺崎 秀俊

立教大学法学部教授

浅妻 章如

日本製鉄(株)上席常務執行役員（租研副会長）

岩井 尚彦

＝討論会要旨＝

令和 8 年度税制改正におきましては、物価上昇への対応として、所得税の基礎控除等を消費者物価指数に連動して 2 年ごとに見直す制度が創設されるとともに、就業調整への対応・中低所得者への配慮といった観点から、課税最低限（基礎控除＋給与所得控除の最低保障額）を 178 万円まで引き上げるといった措置が講じられました。

また、高市内閣が進める「強い経済」の実現に向けて、国内における大規模・高付加価値型の設備投資や戦略的な研究開発投資を支援するため、生産性向上設備の取得に係る即時償却・税額控除制度の創設、研究開発税制の拡充等が行われたほか、租税特別措置等の見直し、「極めて高い水準の所得に対する負担是正措置」の拡充、防衛特別所得税の創設などの改正が行われております。また、地方税制においても、ふるさと納税制度の見直し、道府県民税利子割の税収帰属の適正化、自動車税・軽自動車税の環境性能割の廃止などの改正が行われました。

一方、「社会保障国民会議」において、税制と社会保障制度を一体として捉えた「給付付き税額控除」の制度設計について検討が行われておりましたが、その中間とりまとめを踏まえて、①中低所得の現役勤労者の負担軽減と「働き控え」を緩和することによる就労促進を目的として令和 11 年度に「所得に連動したきめ細かな給付」を行う制度を導入する、②それに至る経過措置として令和 9 年から 2 年間に限って飲食料品に係る消費税率を 1 % とする（併せて消費税 1 % 相当分の給付を先行実施する）という方針が決定されております。

秋の臨時国会において関連法案の審議が行われることが見込まれ、来年度予算編成・税制改正のプロセスにおいても税制・財政をめぐる議論が引き続き活発に行われるものと思われます。その際にも、公平・中立・簡素という税の基本原則、経済・社会の構造変化を踏まえて、国民の受益と負担、税制・財政・社会保障制度全体を見渡した中長期的かつ包括的な視点からの検討が求められるものと考えられます。

本討論では、財務省主税局長、総務省自治税務局長より国及び地方における財政・税制の現状と課題について説明をいただき、学界・経済界を代表するパネリストとの意見交換を行います。討論を通じて税制を巡る課題について理解を深めていただければ幸いです。



プログラムの内容は、都合により一部変更することもありますので、
予めご了承ください。

令和 8 年 8 月

第 78 回租税研究大会
公益社団法人日本租税研究協会事務局
〒100-0005
東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 番 1 号 新東京ビル 2 階 241 区
E-mail j-tax-as@soken.or.jp
当協会ウェブサイト URL <https://www.soken.or.jp/>

